

市民と政策を創る議会
政策立案

【現行制度等】

●議会に求められる役割

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

また、議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営についてはできるだけ議会の自主性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えられる。

このほか、それぞれの議会において、改革に取り組んでいる先進的な取組を参考にし

つつ、現行制度の積極的な活用や適切な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

3 議会の議員に求められる役割等

議会の機能の充実・強化に伴い、議会の議員が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の住民の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは今後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものと考えられる。

(1) 議員の役割等

議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適切な形で地歩公共団体の運営に反映させることである。個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動が見られるとすれば、住民の地方議会及び議員に対する信頼を著しく損なうものであって、このような活動を厳に慎むべきことはいうまでもない。

なお、議員の活動に対しては、諸外国や戦前の地方議会に見られるように実費のみ支給し、原則として無報酬であるべきとの意見がある一方、現在我が国の地方議会が有する権能、求められる役割の大きさ等からすると、一定水準の議員報酬は保障されるべきとの意見もあったところである。

○地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）（総務省・平成23年1月26日）

4. 住民自治制度の拡充

(1) 議会のあり方の見直し

① 議会に期待される機能とその現状

○ 議会は、団体意思の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の調整、住民の意見の集約の機能を持ち、これらの機能を十分に発揮することが求められている。

○ しかしながら、議会の現状は、こうした期待に応えられているとは評し難い。長との関係において、既に述べた諸課題のほか、審議に際し事実上常時執行機関の出席を求めている一方で、議員間又は専門家との政策議論が必ずしも十分に行われていない、財政状況や公金支出への監視が十分でないという指摘がある。

また、住民の意見反映・集約等の機能の観点から、議員の構成は「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組みが十分に行われているのかという指摘もある。

●議会の議決権

地方議会の議決すべき事項については、地方自治法第96条第1項各号に列挙されている。

議決事件

- ① 条例の制定・改廃（地方自治法第14条）
 - ② 予算の議決（地方自治法第211条・第218条）
 - ③ 決算の認定（地方自治法第233条）
 - ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
 - ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（地方自治法施行令第121条の2第1項）
 - ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け（地方自治法第237条第2項）
 - ⑦ 不動産の信託（地方自治法第237条第3項）
 - ⑧ 政令で定める面積以上の不動産、動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（地方自治法施行令第121条の2第2項）
 - ⑨ 負担付きの寄付・贈与
 - ⑩ 権利の放棄
 - ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（地方自治法第244条の2第2項）
 - ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
 - ⑬ 損害賠償額の決定
 - ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
 - ⑮ 法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む）により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定等）
- ※ このほか、条例で地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く★）について議会の議決事項を定めることができる。（地方自治法第96条第2項）

（第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

★：地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による地方自治法第96条第2項の改正により、法定受託事務に係る事件についても、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件として定めることができることとなる。（公布の日（H23.05.02）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

●議案の提出

- ・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。（地方自治法第112条）
- ＊ 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属

- * 予算の提案権は長に専属
 - * 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。（議員提出は定数の12分の1）
 - * 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属
 - ・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。（地方自治法第109条第7項等）
- （第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

●会議の公開（地方自治法第115条）

- ・ 会議は公開
 - ・ ただし、秘密会を開くことができる。（議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数での議決が必要）
- （第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

●修正の動議

議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない。（地方自治法第115条の2）

（第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

●公聴会

常任・議会運営・特別委員会は、予算その他重要議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。（地方自治法第109条第5項等）

（第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

●参考人制度

常任・議会運営・特別委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。（地方自治法第109条第6項等）

（第29次地方制度調査会資料（総務省HP）をもとに作成）

【伊勢市議会の状況】

●議会情報の公開

- ① 議会ホームページの開設
- ② 本会議の会議録のインターネット公開・会議録検索システムの導入
- ③ 本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会のケーブルテレビ録画放映
(会議のあった日の翌日午後2時からと午後7時からの2回放映)
- ④ 本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会の収録DVDの貸出し
(③の録画放映を収録したもの)
- ⑤ 委員会並びに全員協議会及び各常任委員協議会の公開
- ⑥ いせ市議会だよりの発行
(定例会ごとに発行、市内全戸に配布)
- ⑦ 議案等についての議員個人の賛否の公表
(平成23年6月定例会分から、いせ市議会だよりに掲載することを決定)